# はじめに・・・　市川市総合計画における第二次基本計画とは

## 1. 第二次基本計画策定の目的

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想（平成 13 年度～概ね 25 年）に示されている将来都市像「ともに築く　自然とやさしさがあふれる　文化のまち　いちかわ」を実現するため、第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第一次基本計画が平成 22 年度（2010 年度）をもって終了することから、計画に含まれる各種施策・事業について市民の視点にたった総合的な評価を実施し、その結果と今後の将来展望を踏まえつつ、引き続き基本構想の実現を図るため、平成 23 年度（2011 年度）より新たに第二次基本計画をスタートいたしました。

## 2. 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造で構成しています。

■基本構想

基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成 12 年（2000 年）12 月議会の議決を経たものです。

■基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

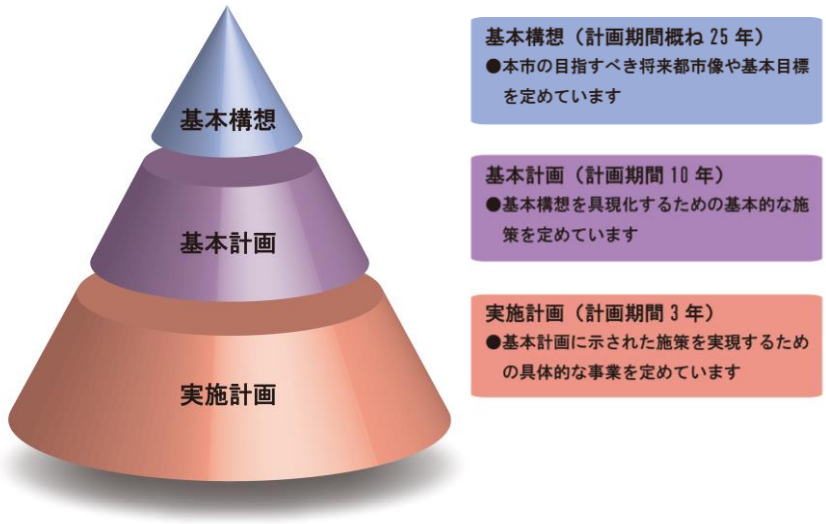


■実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。

## 3. 計画期間

■基本構想

基本構想は、平成 13 年度(2001 年度)を初年度とし、令和 7 年度(2025 年度)を目標年度(計画期間:概ね 25 年間)としています。

■基本計画

第二次基本計画は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、令和2年度(2020 年度)を目標年度(計画期間:10 年間)としました。

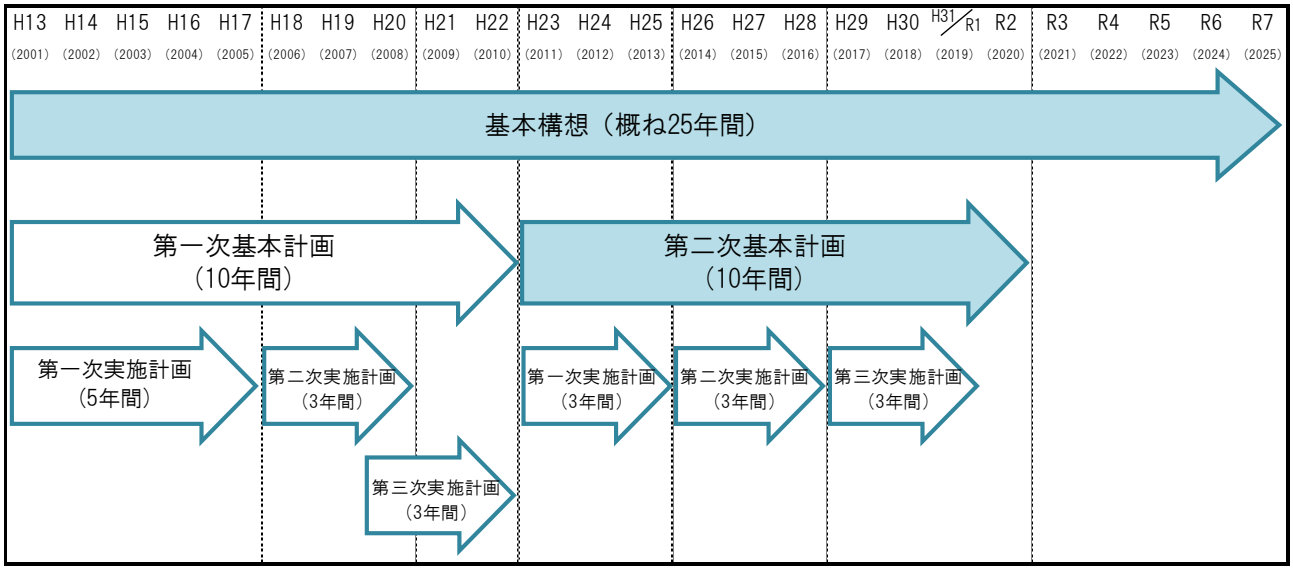

## 第二次基本計画での『まちづくりの目標』

基本構想における「まちづくりの基本理念」に基づく、「将来都市像」のもと、これを実現するための、第二次基本計画における目標として「10 年間のまちづくりの目標」を定めました。

# 第　二　次　基　本　計　画

### 10 年間のまちづくりの目標

第二次基本計画では、基本構想の「将来都市像」を実現するための、平成 23 年度（2011 年度）から 10 年間のまちづくりの目標を、次のとおり定めました。

**文化、環境、教育など、10 の視点を意識した**
**いちかわらしい施策展開により、**
**『安心で　快適な　活力のある　まちへ』**

**安 心**

市民が安心して暮らせるよう、福祉や子育てをはじめとする、生活に密着したサービスの充実を図ります。

**快 適**

文化や環境に配慮したまちづくりにより、アメニティ（快適性）の向上を図ります。

**活　力**

活力のあるまちづくりを進めるため、「地域経済の活性化」の視点を意識した施策の展開を図ります。
市民・ＮＰＯ・自治会・大学・企業などの多様な主体との連携により、地域の活性化を図ります。
民間活力の活用を図るとともに、地域経済の活性化につながる土地利用を図ります。

# 第二次基本計画　施策の体系

【基本目標1　真の豊かさを感じるまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 1.健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります | 1.保健・医療 | 1.地域における医療環境の充実<br>2.健康づくりの推進<br>3.公衆衛生の推進 |
| | 2.子育て | 1.子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援<br>2.地域における子育て支援 |
| | 3.地域福祉 | 1.支え合い社会への意識変革<br>2.地域への参加と交流の体制づくり<br>3.地域の安心と信頼の向上 |
| | 4.障害者福祉 | 1.社会参加の促進<br>2.生活支援の充実<br>3.医療・リハビリテーションの支援<br>4.地域の理解・支援の促進 |
| | 5.高齢者福祉 | 1.介護予防と生きがいづくりの充実<br>2.介護サービス及び生活支援サービスの充実 |
| | 6.社会保障・住まい | 1.安心して暮らせる社会保障の充実<br>2.住まいの安心・安全への支援 |
| | 7.スポーツ | 1.スポーツ環境の充実 |
| 2.豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます | 1.子どもの教育 | 1.子どもの育成（子どもの姿）<br>2.家庭・学校・地域の連携（家庭・学校・地域の姿）<br>3.教育環境の整備・充実（市川の教育の姿） |
| 3.生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります | 1.生涯学習 | 1.生涯を通して学び続けられる学習環境の実現 |
| 4.誰もが安心して働くことができる環境をつくります | 1.雇用・労働 | 1.就労の支援<br>2.労働環境の向上 |
| | 2.消費生活 | 1.自立して、考え、行動する消費者の育成<br>2.消費者被害の救済 |
| 5.人権を尊重し、世界平和に貢献します | 1.人権・男女共同参画 | 1.人権尊重社会の実現<br>2.男女共同参画社会の実現 |
| | 2.平和 | 1.平和意識の高揚<br>2.国際平和のための活動の促進と支援 |

【基本目標2　彩り豊かな文化と芸術を育むまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 1.芸術・文化を身近に感じるまちをつくります | 1.芸術・文化 | 1.豊かな心を育む文化活動の支援 |
| 2.文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします | 1.文化的資産 | 1.地域を彩る文化的資産の保全・活用 |
| 3.暮らしの中で「まちの文化」を育みます | 1.文化の創造 | 1.新たな「まちの文化」の構築<br>2.新たな文化的資源の創出と情報発信<br>3.多文化共生のまちづくり |

【基本目標3　安全で快適な魅力あるまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 1.安全で安心して暮らせるまちをつくります | 1.危機管理・消防 | 1.危機管理体制の強化<br>2.消防力の強化 |
| | 2.治水 | 1.水害のないまち<br>2.水害に対する意識の啓発 |
| | 3.防犯 | 1.防犯まちづくりの推進 |
| | 4.交通安全 | 1.道路の安全性の向上<br>2.適切な自動車交通の誘導<br>3.交通安全に関する意識啓発 |
| 2.快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます | 1.ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ | 1.まちのユニバーサルデザイン化<br>2.公益施設のユニバーサルデザイン化 |
| | 2.道路・交通 | 1.環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通<br>2.鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消<br>3.快適な歩行者自転車空間づくり<br>4.公共交通の充実<br>5.道路の管理 |
| | 3.下水道 | 1.水環境の良好な保全と整備 |
| | 4.住宅・住環境 | 1.健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現<br>2.良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現 |
| | 5.公共施設 | 1.公共施設等の有効的、効率的な活用 |

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 3.自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります | 1.土地利用 | 1.都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成<br>2.都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導<br>3.地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり |
| | 2.景観 | 1.「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成<br>2.まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成 |
| 4.産業を振興し、活力あるまちをつくります | 1.商工業 | 1.商工業の活性化<br>2.適正な計量の推進<br>3.食品流通の円滑化 |
| | 2.都市農業 | 1.環境に配慮した農業の推進<br>2.活力に満ちた農業の推進<br>3.市民に親しまれる農業の推進 |
| | 3.水産業 | 1.持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備<br>2.市民と共存する都市型水産業の振興 |

【基本目標4　人と自然が共生するまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 1.自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります | 1.自然環境 | 1.生物多様性の確保<br>2.自然とふれあえる機会づくり |
| | 2.公園・緑地 | 1.地域の緑の保全と活用<br>2.魅力ある公園の提供<br>3.花と緑が豊かなまちづくり<br>4.水と緑のネットワークの形成 |
| | 3.河川・水辺 | 1.水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全<br>2.親しみのある水辺空間の創造 |
| 2.環境への負荷の少ないまちをつくります | 1.地球環境 | 1.地球環境問題への理解と意識の醸成<br>2.地球温暖化への対応 |
| | 2.生活環境 | 1.身近な環境の保全<br>2.市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持 |
| 3.廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります | 1.資源循環型社会 | 1.3Rの推進<br>2.廃棄物の適正処理の推進 |

【基本目標5　市民と行政がともに築くまち】

| 施策の方向 | 大分類 | 中分類 |
|---|---|---|
| 1.市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります | 1.協働・市民参加 | 1.協働によるまちづくりの推進<br>2.市民参加の推進 |
| | 2.情報の発信・提供 | 1.市民と行政の情報の共有化<br>2.公文書の正確、迅速な取り扱い<br>3.情報公開の一層の推進 |
| 2.まちづくりのための新しいコミュニティをつくります | 1.地域コミュニティ・市民活動 | 1.地域コミュニティの活性化<br>2.市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生 |
| 3.分権時代にふさわしい行財政運営を推進します | 1.政策展開 | 1.情報の収集と整備<br>2.法務能力の向上<br>3.施策の評価と反映 |
| | 2.行政体制 | 1.適正な人事管理<br>2.定員の適正化<br>3.民間活力の活用<br>4.公正性、効率性の確保 |
| | 3.窓口・相談機能 | 1.市民相談機能の充実<br>2.窓口サービスの充実 |
| | 4.財政運営 | 1.財政健全化の推進<br>2.自主財源の充実・確保 |
| | 5.広域行政 | 1.広域行政の推進 |
| 4.情報通信技術を市民生活の向上に活かします | 1.情報化 | 1.電子行政サービスの刷新と拡充<br>2.ICTを活かした行政事務の効率化の推進<br>3.情報システムの安全性の強化 |

# ～施策評価レポートの見方～

## 施策番号（第二次基本計画の大分類を記載）

○○○（施策の大分類）では、施策の目標である、・・・・・・・・・の推進を図るため、下記の実施計画事業に取り組みました。

### ① 施策をとりまく環境の変化

*（平成２３年度～令和２年度の１０年間に、世界規模での施策をとりまく環境の変化について記述しています）*

### ② 主要な施策の実績

**【10 年間で推進した事業】**

○・・・・・事業
○・・・・・事業
○・・・・・事業
○・・・・・事業

など

**【10 年間の事業額推移】**

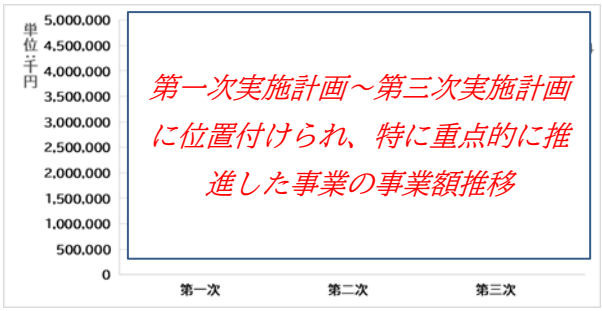


### ③ 設定した目標値に対する現状の数値

**【市民満足度の推移】**

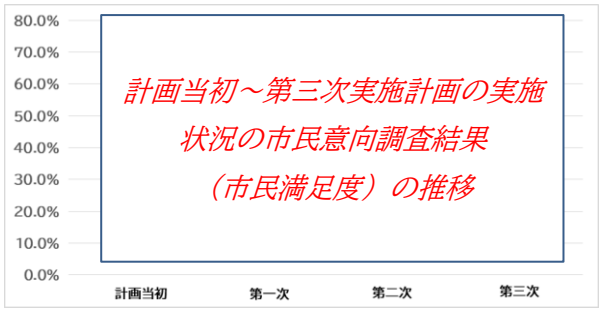


*（市民満足度の推移、及び第二次基本計画策定当初に設定した目標値の対する現状の数値、施策全体の推進状況について記述しています）*

### ④ いちかわ いろどりアプローチの 10 の視点に基づく取り組み事例

| | |
|---|---|
| 環　境 | |
| 安 全 安 心 | |
| ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ | |
| 健　康 | |
| 文　化 | |
| 子　育　て | |
| 教　育 | |
| 協　働 | |
| 地 域 経 済 | |
| I　C　T | |

*基本計画の 45 の施策分野それぞれに、「いちかわらしい」施策展開を目指して設定した 10 の視点に基づいた取組事例を記載しています。*

（いちかわ　いろどりアプローチ 10 の視点）

*① 環境の保全の視点　②安心・安全の向上の視点*
*③ ユニバーサルデザインの推進の視点　④健康の増進の視点*
*⑤ 文化の振興の視点　⑥子育ての支援の視点　⑦教育の振興の視点*
*⑧ 協働の推進の視点　⑨地域経済の活性化の視点、*
*⑩ ＩＣＴの利活用の視点*